



Title	はしがき
Citation	北大法学論集, 49(3), 224-225
Issue Date	1998-09-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15787
Type	bulletin (article)
File Information	49(3)_p224-225.pdf



[Instructions for use](#)

はしがき

国際学術研究「東アジア文化と近代法——日本と韓国の比較研究を通じて——」は、今年二月に研究会を韓国・ソウル（延世大学）において行い、研究報告は三本なされた。①安田信之（名古屋大学大学院国際開発研究科教授）「アジアにおける『権利』観について」、②高翔龍（成均館大学校法科大学教授）「宗中財産と名義信託」、③岡克彦（北海道大学法学部助手）「兪吉濬の『対外観』をめぐって——韓国近代法思想史における国家的自我の問題——」である。今年七月には、本年度第一回目の研究会が札幌で開催される予定である。

さて、本号で公表する本研究プロジェクトの成果は、以下のふたつである。①今井弘道報告は、次のような経緯にもとづいた論稿である。一九九六年一〇月一〇日（於東京大学）・一二日（於同志社大学）の二日間、日本法哲学会及びIVR（国際法哲学社会哲学会連合）日本支部の主催、財団法人・社会科学国際交流江草基金の後援で、「第一回アジア法哲学シンポジウム」が開催された。それは一九八七年神戸で開催された「20世界大会を記念する「神戸レクチャー」の第四回例会でもあった。詳細については、本大会の概要を紹介した今井論文「アジア法

哲学の課題と展望——「第一回アジア法哲学シンポジウム」を終えて——」（『ジュリスト』一一〇七号、一九九八年三月一五日号掲載）を参照して頂かねばならないが、この大会のメイン・テーマは、「変わりゆく世界における法——アジアの選ぶ多様な道——」：“Law in a changing world — Asian Alternatives —”であり、サブ・テーマは、第一目目が「法と正統性の諸基盤」（東大）、第二日目は「法、習俗、社会発展」（同志社）であった。今井報告は、その第一日目の冒頭、本大会組織委員長として行った基調報告の草稿である。

本来、この論稿は、この二日間の大会の「報告集」に収めるつもりであった。しかし、その後の経緯の中で、報告集は、有斐閣からあらためて企画・編集し直し、『変容するアジアの法と哲学』として出版されることとなった。そして、この基調報告よりもやや豊かな紙幅が与えられることになった。そこで、このことを奇貨として、本誌にまずこの基調報告を発表し、『変容するアジアの法と哲学』には、本報告の第二章を立ち入って論ずるといふ手筈を取ることにした。基調報告においては、報告時間の制限のゆえに大幅に削除した論点に、やや未練を残していたからである——ここで示した草稿すら、当日はすべて話すことができなかつたのであるが——。それゆえに、本

稿では、記録という意味を兼ねて、表現技術上の修正の他は、ほとんど修正を加えることをしなかった。また、本稿をこの日韓比較法文化研究会の研究報告欄で発表するのは、この大会の企画・立案の際に基礎となった発想が、本研究会での研究活動と討論とに多くを負っているからである。

② 高翔龍報告は、韓国における「宗中（宗族）」という血縁共同体に帰属した財産に関する法律関係を論じたものである。

宗中とは、儒教思想による先祖祭祀を中心として父系血統によって結ばれた共同体であり、韓国社会を構成する基底的な集団である。宗中の帰属財産とは、先祖の祭祀に務め、墳墓を守護・保存と共に宗員相互間の親睦と福利の増進をはかるために、宗中という団体に帰属した財産である。とりわけ、重要な財産としては、先祖を埋葬した「墓山」と祭祀の財源をなす「祭田」などの不動産がある。

宗中という団体には、長く法人格が認められてこなかったために、宗中財産の所有形態、財産の処分および公示（不動産登記など）をめぐる、法制史上、多くの変遷をたどっている。

この論稿は、韓国の伝統慣習法から日本帝国の植民地法制、そして韓国民法制定後の宗中財産に纏わる法理論を詳述している。一九六〇年に韓国の不動産登記法三〇条一項にもとづき「権利

能力なき社團」として宗中名義で不動産登記をすることができるとようになった。しかし、同制度が成立する以前はもちろん、成立後もいまだに、宗中構成員の個人名義で宗中不動産の登記がなされている場合が多いとの実態から、なお宗中財産をめぐる法的紛争が後を絶たないといわれている。そこで、生み出された法律構成が、判例によって形成された「名義信託」の法理である。詳しくは、高報告に譲る。

個人主義を原則とする近代法が植民地法制として韓国に移植された結果、個人とは別に血縁共同体にも多くの財産が帰属していた韓国の法実態が、どのように近代法制によって規律されていくのかという問題関心からは、本論稿は興味深い。さらに、日本民法との比較からも、「権利能力なき社團」に帰属した財産に関する法律関係を考察する上でも裨益するところがあるう。

（文責 今井弘道・岡克彦）